

[児童虐待防止対策に関する副大臣等会議(2014.9.30)提出資料]

NPO 法人シンクキッズ一子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二

子ども虐待死ゼロを目指す法改正について

### 第 1 法改正の目的

虐待死させられる子どもゼロ、及び虐待される子どもをできる限り少なくし、できる限り多くの子どもが前向きに生きることができることを目指す(結果として、子ども虐待の社会的コスト(年間 1.6 兆円との研究あり)の削減と少子化の歯止めが期待できる)

### 第 2 現状

- ・ 虐待死させられる子どもの数は、明らかなものだけで年間約 100 人  
0 歳児が最も多く 4 割を占める(心中以外)
- ・ 最悪殺されている可能性のある所在不明児童は約 2,900 人(5/1 現在)
- ・ 児童相談所、市町村、警察が関与しながら虐待死を防げなかつた事例多く  
これらの機関の無関心、消極的姿勢と情報共有・連携のなさが目に余る

### 第 3 関係機関の取組みの問題点

#### 1 児童相談所、市町村、警察が虐待情報を共有せず、連携して対応しない

←縦割り・縄張り意識強く、イギリス・アメリカのような虐待情報の共有も連携もない。児相は夜間対応もできず人員も少ないにもかかわらず、案件を抱え込み、安否確認を行わず、長期間家庭訪問せずその間に虐待死に至る。警察に情報提供しないため、警察が 110 番で急行した際、警察官が親に騙され、子どもを救えない。所在不明や面会拒否、親の暴力性強い事案も警察に連絡せず虐待死に至る。

←警察は児相に通告するのみで、自ら子どもを保護せず、児相と協力して家庭訪問し子どもの安否確認も親への指導もせず、児相に対応丸投げ。大人が被害者のストーカー事案では警告や被害者保護等被害抑止に力を入れているのに比べ、事後的に親の検挙はするが、子ども虐待抑止の取組みはゼロに近い。家庭という密室で逃げることも助けを求める事もできない子どもこそ守られるべきでは。

←全国的な情報システムなく虐待・未就学等の家庭が転居すれば対応不能に。

## 2 所在不明児童を真剣に探さない一未就学、乳幼児健診未受診を放置

←個人情報保護、守秘義務を正当化理由とする連携拒否、サボタージュが顕著  
←全国的な情報システムなく調査・把握が困難

## 3 危険な状態にある子供を一時保護しない、危険な親に安易に戻してしまう

←児相は子どもの安全よりも親の言いなりになる傾向、医師の見解に従わない、通告した市町村、病院、保育所の懸念を無視するなど独善的な傾向否定できず

## 4 子育て困難な妊産婦を(養子縁組あっせんを含め)支援する取組みが不十分

←医師が把握した場合の通報制度がなく、市町村が把握できないことが多い

## 5 虐待を受けた子どもに対する精神的な治療・ケアが行われていない

←生き延びた子どもも思春期以降精神的・心理的に様々な困難に直面

## 第4 必要な法改正の概要

### 1 児童相談所・市町村・警察が情報共有し人員を出し合って子どもを守る

- (1)児相・市町村・警察は、虐待情報を共有し、人員を出し合って可能な限り頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う。
- (2)児相は通告先が所在不明、面会拒否等の場合には警察に通報し保護に当たる。
- (3)警察は、子どもの命が危険と認められる場合には緊急に保護し、身柄を速やかに児相に預ける。
- (4)虐待家庭が転居した場合に転居先で対応できるよう情報システムを整備する。

### 2 市町村・警察・児童相談所が所在不明児童の発見・保護活動を真剣に行う

- (1)市町村は、所在不明児童についてシステムの整備を含め情報共有を行い(DV家庭等の情報漏えいには防止措置を講ずる)、所在調査、目視での安全確認を行うものとし、安全確認ができない場合には警察に発見・保護を要請する。
- (2)警察は、要請を受けた場合には直ちに発見・保護に当たるものとする。
- (3)自治体、郵便局、電話会社等は、市町村、警察から転居先、通話先、位置情報等子どもの所在調査のための情報提供を求められた場合には応じるものとする。

### 3 児童相談所は子どもの命を最優先に一時保護(及びその解除)を行う

- (1)児相は、親に虐待歴がある等危険があると認められる場合には積極的に一時保護し、一時保護を解除する場合には警察等と連携し安全確保措置を講ずる。
- (2)児相は、医師の虐待であるとの専門的判断に原則として従うものとし、通告した市町村・病院、学校、幼稚園、保育所等の意見を尊重することとする。

### 4 子育て困難な妊産婦を妊娠中・出産直後から支援する

医師は、望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦について市町村に連絡するものとし、市町村・児相は妊娠中から(養子縁組あっせんを含め)必要な支援を行う

### 5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・カウンセリングを無償で実施する

## 第5 直ちに法改正が必要かつ可能で、法改正しない・できない理由がないこと

1 児相・市町村・警察が虐待情報を共有し、人員を出し合って可能な限り頻繁に家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行えば、虐待死・虐待のエスカレートは抑止されることは明らか。ストーカー事案でも警察の警告により大部分はおさまる。この取組みは法で義務付けなければ、縦割り意識が強い多機関での虐待情報の共有も連携も進まない。また個人情報保護、守秘義務という法律上の制約があることから、法で情報の共有を義務付けなければ実施されない。ストーカー対策も法律が制定され初めてまとまに取り組まれた。児相の多忙な業務も一部改善され、子どものケアや養子縁組あっせん等の対応が可能に。

2 児相の一時保護は「権限」ではなく「義務」であること、子どもの命を最優先で一時保護すべきことを法で明記しなければ、親の言い分をうのみにして子どもの安全をなおざりにしている現状は改まらない。一時保護された子どもの一時保護歴は 46%にも上ることから一時保護の運用とその後の親への指導が問題あることは明らか。

3 本改正案は、児相、市町村、警察に子どもを虐待から守るために真面目に取り組むことを義務付けるものにすぎず、国民の権利を何ら制限するものではなく(医師に通報義務が課せられるが多く医師の団体からの同意あり)、直ちに法改正が可能。反対する者があるとすれば、新たな取組みを求められるこれらの関係機関以外考えられないが、そのような反対は決してなさらないものと確信。

4 法改正でなく通達の発出で対応できるという考えがもあるとすれば、それは子ども虐待が社会問題となったこの 20 数年間で児相と市町村、警察の間で情報の共有も連携もされず、一時保護の運用の改善もみられず、虐待問題の改善の兆しも見えない現実を無視したもの。

5 これまで厚労省や文科省は自治体宛通知をそれなりに出しており、児相の対応方針についても「手引き」を出しているが、これらは強制力がないため自治体も児相も遵守していないところが多く、現在に至るまで信じられないほどの怠慢で救えたはずの子どもの命が救えなかつた事例が繰り返されている。そもそも、子ども虐待に関する事務は自治事務であるため厚労省はじめ各省は自治体を十分に指導することができず、関係機関の取組みの実効性を確保するためには法により義務付けるしか手立てがない。

## 第6 今後必要となる取組み

1 子ども虐待死ゼロは最低限必要な緊急の課題であり、法改正を速やかに実現した後、被虐待児の立直り支援、ネグレクト家庭で暮らす子どもへの食事・学習

支援、養護施設入所年齢の引上げ、学習・就労支援、里親、養子縁組あっせんの強化、子どもの死因検証制度の整備、養育費の確保策を含む子育てする貧困家庭への支援、虐待親へのカウンセリング等の総合的な子ども虐待防止施策に直ちに取り組む必要があると思料。

2 子ども虐待のみならず、子どもに対する性犯罪等の凶悪犯罪、児童ポルノ、着エロ、JK 散歩、事故、いじめ、体罰などの犯罪、暴力、事故、子どもを性の対象として扱うことから子どもを守るため「子ども安全基本法」の制定、「子ども安全基本計画」の策定等により、子どもを暴力と性の対象とすることを許さない、包括的な子どもの安全確保のための施策を実施する必要があると思料。

3 上記 1、2 の取組みは、省庁横断的で強力なリーダーシップが必要であることから、本会議終了後も引き続き首相官邸直轄で取り組まれることを強く希望。

## 第7 さいごに

1 法改正を目指す署名活動の賛同団体・賛同者は多数に上り、署名活動を始めてからも続々と様々な分野の方から賛同する旨の連絡が寄せられている。多くの国民が子ども虐待問題の現状を憂え、国に法改正を強く求めていることは明らかであることを是非政治家の方にはご理解いただきたい。

2 長年この問題に有効な対応をとることのなかった行政で対応することは期待できず(個人的には昨年来多くの省庁に対する要望が無視されていることからも)、本問題には政治が責任もって対応する一法で関係機関に虐待から子どもを守るために必要な対応を義務付ける一しかないものと確信する次第。

## [参考文献]

- ・四方燿子、増沢高、大川浩明「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」(子どもの虹情報研修センター 平成15年度研究報告書)
- ・峯本耕治「子どもを虐待から守る制度と介入手法—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題」(明石書店)
- ・柑本美和「イギリスの児童虐待に対する刑事的対応—特に警察の対応について」(「児童虐待と児童保護—国際的視点で考える」(ぎょうせい)所収)
- ・和田一郎ほか「一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査」
- ・和田一郎ほか「The social costs of child abuse in Japan」
- ・拙著「法律家が書いた子どもを虐待から守る本」(中央経済社)
- ・署名活動、求める法改正の内容、賛同団体、これまでの主な虐待死事例、これまでの各省庁への要望の状況、子ども安全基本法、子ども安全基本計画については <http://www.thinkkids.jp/> シンクキッズ・ホームページ参照